

## 令和7年度第2回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会

日時：令和8年2月27日（金） 14：00～15：00

場所：東奥日報新町ビル 3階 News' sホールD

（司会）

ただ今から、「令和7年度第2回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会」を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、県高齢福祉保険課 課長代理の奈良と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、高齢福祉保険課長の舘田より御挨拶申し上げます。

（舘田課長）

高齢福祉保険課長の舘田でございます。

昨年中に任期満了に伴います委員の改選がございまして、改選後としましては、本日が最初の協議会となります。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の保健・医療・福祉行政の推進にあたりまして、御理解と御協力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。

本日は、主な議題といたしまして、令和8年度の医療介護総合確保促進法に基づく介護分の県計画について御協議をいただくこととしてございます。

この県計画に掲載する事業につきましては、現行の「あおもり高齢者すこやか自立プラン2024」を具体化していくものとなります。

また、次年度は、現行のプランの改定を予定してございまして、本日の協議会の議論を踏まえながら、より充実した事業運営を図りたいと考えてございます。忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

それでは、進めさせていただきます。

本日の協議会は、任期満了に伴う委員改選後、最初の協議会となります。

選任されました委員の皆様方の名簿と本日の出席者等の状況については、お手元の出席者名簿のとおりとなっております。

限られた時間ということで、委員の皆様お一人ずつの御紹介は省略させていただきますことを御了承いただければと思います。

それでは、次第の3、組織会に入らせていただきます。

まずは、会長の選任となります。

設置要綱第3の第3項の規定により、会長は委員の互選により選任するとされておりますが、皆様、いかがいたしましょうか。

皆様の御了承をいただけるのであれば、事務局案をお示しし、お諮り願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【 「異議なし」の声あり 】

ありがとうございます。

それでは、今回、県医師会から御推薦をいただきました、中路委員に会長をお願いしてはどうかと存じますが、皆様、いかがでしょうか。

【 拍手にて賛同 】

ありがとうございます。

御異議がないようですので、中路委員に会長をお願いいたします。

中路先生、どうぞ会長席へお移りください。

(中路会長)

御指名でございますので、会長を務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(司会)

それでは、ここからの進行につきましては、設置要綱第4の第2項の規定に基づき、中路会長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

(中路会長)

それでは、議事を進めて参ります。

副会長の指名についてですが、設置要綱第3の第4項の規定により、副会長は委員のうちから会長が指名することとなっておりますので、工藤委員を指名したいと思います。

よろしく願いいたします。

続いて、議題に入ります。

令和8年度地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る県計画案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

県高齢福祉保険課 介護保険グループマネージャーの石岡と申します。よろしくお願いたします。

私から、令和8年度地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る県計画案について、説明をさせていただきます。

着席させていただきます。

まずは、資料1-1を御覧ください。

県では、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療介護総合確保基金を設置し、介護分については、平成27年度から毎年度、この基金事業計画を策定しまして、医療と介護の総合的な確保を図るための事業を推進しているところです。

基金対象事業のうち、ウの介護施設等の整備に関する事業、それから、オの介護従事者の確保に関する事業の計画策定に当たり、本日、関係団体の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

まず、令和8年度の県計画案の概要について、御説明をいたします。

資料1-1に記載しましたとおり、令和8年度県当初予算案において、施設等の整備分及び従事者確保分、合わせて27億3,000万円余りを計上しております。

事業の内容につきましては、後ほど、資料1-3に基づき説明をさせていただきます。

2ページ目をお開きください。

（1）計画作成に関する基本的な考え方について、御説明いたします。

「①介護施設等の整備に関する事業」については、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に向けて、各市町村の第9期介護保険事業計画で必要とされた介護施設の整備等を県計画に位置付けたものです。

「②介護人材の確保に関する事業」については、持続的な介護サービスの提供に向け、多面的な介護人材確保、介護現場の生産性向上の取組を推進し、サービスの質の向上や職員の負担軽減を図るための各種事業、その他人材確保に資すると考えられる事業を広く県計画として位置付けたものです。

次に、（2）計画策定手段についてです。

①に記載のとおり、幅広い地域の関係者から意見を聴取するため、市町村及び関係機関・団体から事業提案の募集を行い、提案いただいた事業のうち、（1）の考え方にに基づき取り組む必要があると認められた事業について県計画へ反映させたところです。

事業提案内容の詳細について個別の説明は割愛させていただきますが、本日、参考資料として添付しておりますので、御覧いただければと存じます。

資料1-1の説明に戻ります。

2ページ目、(2)の「②あおり高齢者すこやか自立プラン推進協議会での意見聴取」ということで、本日、この協議会の場で委員の皆様から御意見をいただいた上で、国との協議を行うという手順で進めて参ります。

次に、「3 計画の達成状況の事後評価等」になります。

計画につきましては、達成状況の事後評価を行うこととされておりまして、令和8年度の県計画においても、アウトカム指標、アウトプット指標の記載を求められているところです。

詳細につきましては、後ほど、資料1-3に基づき御説明をいたします。

次に、「4 今後のスケジュール」についてです。

例年、5月頃から国との協議が始まりまして、その後、国からの内示、国あて交付申請、国からの交付決定という流れになります。

次に、「5 その他」についてです。

今後、国から示される基金の配分額によりまして、各事業に係る事業費等を変更することがあり得ますので、この点、御承知おきいただければと存じます。

続きまして、資料1-2について説明いたします。

資料2に記載しておりますとおり、本県の課題といたしましては、生産年齢人口の減少、高齢者数の増、介護人材の不足が挙げられまして、限られた資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくため、医療介護サービスの提供体制の改革が急務とされています。

介護施設等の整備につきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を促進するため、地域密着型サービス施設等の整備、介護施設の開設準備の支援等を行うこととし、4つの事業、金額は合計22億9,000万円余りの事業を計画しております。

次に、介護従事者の確保につきましては、地域の実情に応じ「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」及び「基盤整備」の4つの観点から取組を実施することとしております。

具体的には、「参入促進」の事業が番号1から10まで、「労働環境・処遇改善」が番号11から16まで、「資質の向上」が番号2-3から35まで、「基盤整備」が番号36から38まで、合計38事業の実施を予定しております。

金額は、合計4億4,000万円余りとなっております。

次に、資料1-3について説明いたします。

先ほど、資料1-2で説明いたしましたとおり、令和8年度は、施設整備で4件の事業、従事者確保で38件の事業実施を計画しており、資料1-3は、その事業の内容等を記載した一覧となっております。

本日、時間の都合もございますので、この中で主な事業をかいつまんで説明させていただきます。

まず1ページ目、施設等の整備に関する事業についてです。

令和8年度は、番号1番の地域密着型サービス施設等の整備の補助として14億円余り、

2番の施設の開設等に必要な経費の補助として6億8,000万円余りの計画額となっております。

また、3番の介護職員の宿舍整備や、4番の定期借地権設定のための一時金の支援について、合わせて2億2,000万円余りの計画となっております。

続きまして、介護従事者の確保に関する事業についてです。

令和8年度につきましては、例年よりも新規事業の数が多くなっております。後ほど、次第5の報告事項でも、資料2に基づき改めて説明させていただきますが、ここでは、新規事業も含め、主要な事業について説明させていただきます。

「参入促進」の分野につきましては、まず、7-1番、外国人介護人材センター事業についてです。

この事業は、外国人介護人材の雇用促進を図るため、受入等に関する相談に応じるとともに、海外送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集や受入希望の介護事業所とのマッチング支援を行うものでありまして、令和8年度の計画額は、約2,400万円となっております。

次に8番、介護人材研修受講支援事業費補助についてです。

外国人の介護職員が働きながら介護の知識・技術の向上を図り、介護福祉士資格を取得するための初任者研修や実務者研修の受講に必要な経費への補助を行うものです。計画額は、約4,800万円となっております。

次に2ページ目、「労働環境・処遇改善」分野についてです。

12番の介護生産性向上推進総合事業についてです。この事業は、介護現場革新会議の開催や、介護事業所の生産性向上支援等を行う総合相談センターの運営を行うための事業となっております。計画額は、約6,000万円となっております。

次に16番、外国人介護人材定着支援事業についてです。

こちらは、外国人介護人材を受け入れている施設に対し、コミュニケーションを促進する取組や生活支援に要する経費の補助を行うものであり、計画額は約2,800万円となっております。

次に、「資質の向上」分野についてです。

17番、介護人材実務者研修代替職員事業費補助につきましては、介護人材が介護福祉士資格取得に必要な実務者研修を受講する期間に代替職員の雇用に関する経費に対して補助するものであり、計画額は1,500万円余りとなっております。

次に3ページ目、「資質の向上」分野のうち、33番の介護支援専門員研修受講支援事業費補助につきましては、介護保険施設・事業所において従事するケアマネージャーが受講する法定研修の受講料を事業所が全部又は一部負担する場合、その費用の一部を県が事業所に対し補助するものであり、計画額は1,300万円余りとなっております。

ここで、訂正がございます。

資料1 - 3の1ページ目の8番の説明の中で、「外国人介護職員が～」と申し上げました

が、「外国人」の部分を削除させていただきたいと思います。

私からの説明は以上です。

(中路会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、皆さん、それぞれの立場で来ておられますので、興味のあるところ、関係するところがあると思いますけれども、質問等ございましたらお願いいたします。

工藤委員、よろしく申し上げます。

(工藤委員)

保健大学の工藤と申します。

1つ確認させていただきたいのですが、資料2-1の介護人材の確保定着に向けた取組のグラフで、令和8年を見ますと、需要と供給で、介護職員が現段階で約5千人足りないというような形で示されていて、今回の事業計画では、外国人と日本人とを合わせて人材確保とか定着に力を入れているのが分かるのですが、これらの事業を通じて、どの程度改善すると見込まれているのか、また、確保する人材について、外国人ではどの程度の割合をお考えになっているのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

(中路会長)

数字的な問題ですね。

(事務局)

県の高齢福祉保険課 介護事業者グループマネージャーの釜本と申します。

令和8年度の想定では約5千人ちょっと不足すると見込まれております。

一方で、2-1番の取組を行うことでどれぐらい人材が確保できるかというところが、正直、見通せない部分があります。

日本人も外国人もそれぞれで人材の確保に努めていきたいと考えておりますが、日本人はこれぐらい、外国人はこれぐらいというのは、正直なところ、目標が明確にあるわけではないです。

(中路会長)

国としての方針みたいなものはあるんですか。

(事務局)

外国人に関しましては、国の方でも議論がありまして、受入に対する上限を設けるとか動

きがございますけれども、特に介護人材で何名というものは、国でも示しておりません。

(中路会長)

ありがとうございます。

他にございますか。

(工藤委員)

追加でお聞きします。

そうすると、見通しは今のところやってみないと分からないということは理解したのですが、資料1 - 3で見えていくと、アウトプットとかアウトカムの指標のところでも、その辺がはっきりと記載されていないのですが、いずれ、どの程度効果があったのか、実際に介護職員が増えたか、差が縮まったかというようなものが検証されて、このような場で教えていただけるというようなことで捉えてよろしいでしょうか。

(事務局)

この令和8年の32,150人自体が、おそらくここまで届かないのではないかと、しっかりとした根拠はありませんけれども、肌感覚として実は持っております。

先ほど申し上げましたけれども、来年度にプランの改定がございまして、需給の数字も改めて見直すこととなりますので、計画策定の作業の中で、改めて現状を踏まえて新しい目標値を設定するというようなことが出てくるのではないかと考えてございます。

(工藤委員)

ありがとうございます。

(中路会長)

アウトプットとアウトカムとありますけれども、アウトカムというのは、最終的な数字という意味ですか。

どのように定義しておられますか。

(事務局)

アウトカムについては、最終的に事業をやることで、こういった変化を期待するというか、こういった状況になるということを期待するものですので、その前に数値目標というものをプランの中でしっかりまた書き込んでいくことになるかと思えます。

(中路会長)

分かりました。

村上先生、どうぞ。

(村上委員)

今日は県老人保健施設協会から出させてもらっています、村上でございます。

今の話と違って、現場の話をお聞きしたいのですけれども。

(県老人福祉協会の)棟方会長のところでは外国人を使ったりして、テレビに出たり新聞に出たりしていますけれども、本当に日本人がいなくて外国人を使っているのですか。それとも、他の事情なのか、現場の話を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

(中路会長)

棟方委員、お願いします。

(棟方委員)

都市部とそれ以外の地域では、人の数が違います。

私共というか、私の肌感覚なんですけれども、やはり人が足りない、現実として、本当に足りないです。

今現在、仕事をしている人も定年がきて、65歳を過ぎている人が何とか残ってくれという感じで仕事をしています。

ある程度歳がいくと、夜勤もなかなかできない、8時間勤務もちょっと無理だという現実があります。

その中で、実際に人がいないのに、高齢者の数とか、あるいは介護支援のニーズというのは、やはりいっぱいあるんですよ。介護保険で保障しているサービスをどうやって提供するか、そうなってくると、やはり人がいない、じゃあどうするか。単純な人数の過不足を計算した時には、やはり外国人に頼るしかないのが現実です。

今はまだ、老人福祉施設のうち3分の1ぐらいの施設で外国人を入れています。これは、介護もそうですけれども、厨房とかそういうのも含めて。

これから、あと3年ぐらいすると、半分ぐらいはどうしても入れないとダメなような感じになってきています。

今回、たまたまテレビの取材があつて受けたんですけれども。日本へ来る外国人は、日本というのは東京近辺をイメージして来るんですよ。その中で、実際に来てみて、青森県とか北海道とかに来た方は、一冬過ごす、なかなかこれは長くいるところじゃないな、と。

実際の話なんですけれども、一昨年の段階で北海道の施設で8人採用して、次の年の3月に7人退職したんですよ。実習制度ではなくて、特定技能ですので、いつでも退職できますので、そういう現実がある。

その間に一生懸命日本語を教えて、技術を教えて、それで退職して。東京とか、いわゆる雪の降らない九州とか四国とか、それから、凄く楽しみがあるところ、ディズニーランドと

かアミューズメントがある千葉県とかに移るんですよ。

そういうことを考えた時には、やはり長くいてもらうようにするシステムを考えなくては行けないと。それで、たまたまインドネシアの看護大学で人が一杯いて、日本で介護の仕事をしたという人がいるということもあって、来てもらったということですね。

また話が戻りますけれども、やはり人はとにかく足りないです。足りないのが現実、現状です。

(村上委員)

もう1つ聞いてもいいですか。

(中路会長)

はい、どうぞ。

(村上委員)

介護者で暴力を振るったりというのは、あるのでしょうか。

(棟方委員)

先日の新聞に出ていましたね。ないとは思うんだけど、ああいうふうに出ている以上は、逮捕ですから、あるんでしょうね。

新聞には老人ホームと書いていますけれども、いわゆる社会福祉法人による特養とかその類の老人ホームなのか、会社組織でやっているグループホームとか有料老人ホームなのか、その辺はちょっと私は分からないので。

(村上委員)

外国人介護者で、暴力振るう人間がいるかないか。

(棟方委員)

外国人介護者が暴力を振るう？

(村上委員)

はい。棟方会長のところに入っている外国人介護者で、御高齢の方々に暴言を言ったり、乱暴なことを言ったり。言葉が通じなくて問題があったりということはないですか。

(棟方委員)

それはいいですね。凄く真面目で、素直で明るくて、本当にいいです。職場が凄く和んでいきます。

(中路会長)

ということは、今のところは外国人がいてくれると助かるということですね。

(棟方委員)

そうですね。相当助かっていますね。雰囲気良くなるんですよ。「今度、津軽特有の津軽弁をとにかく教えよう」とか、何か凄い活気が出てきていますね、入所している人も。

(中路会長)

ということだそうですね。

(村上委員)

ありがとうございます。

あまり、僕らでは考えられないですね。

(中路会長)

他にございますか。

はい、どうぞ。川野委員。

(川野委員)

県看護協会の川野と申します。よろしくお願いたします。

「資質の向上」のところで、17 番なのですけれども、介護人材の資質の向上ということで研修を受講する期間に代替職員を派遣するという、すごくいい事業だなと思って聞いておりました。そういう理解でよろしいですね。

見ていきますと、アウトカムのところが離職率が減るということを設定しているようなのですけれども。これについては、合うのか、合わないのかと一瞬思ったんですが、やはり、資質向上のための研修を受講するために一旦職を離れるとか、そういった現状があるということでの事業とアウトカムの設定なのかということをお聞きしてもよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

まず、実務者研修を受講するにあたりまして、通学で通う場合も半年間ぐらい通う必要がございます。

通学している間は職場で働くことができなくなりますので、シフトをやり繰りするにあたりまして、どうしても苦勞される場合に、新たに人を雇ったりします。

そうすると、その分の費用が事業者は必要ですので、事業者を支援したいということと、研修受講で通学するために一旦職を離れなければならないという状況を防止したいという、両面でこの事業を考えたものです。

(中路会長)

よろしいでしょうか。

(川野委員)

分かりました。ありがとうございます。

続けて教えていただければと思うのですが。

代替の方が確保できるという、代替する職員、研修に参加するために補う方の人材の確保って、結構できるものなのか。私たちはその点で苦労しているものですから、何かもし秘策とかございましたら。

(事務局)

介護人材そのものの確保がかなり厳しい状況ですので、一方で、そういった代替職員を雇った場合に支援しますよというメニューがあったとしても、現実問題として確保が厳しい、難しいのかなとは考えています。

(川野委員)

ありがとうございました。

(中路会長)

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

大事なところなので、皆さん、挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。

(坂井委員)

青森県薬剤師会の坂井と申します。

認知症対応力向上研修事業、「資質の向上」分野の23番について、県薬剤師会としても、毎年度研修会を実施して、初期集中支援チームに呼ばれる準備をしているわけなんですけれども。現時点で、アウトカムのところ支援体制強化、専門職種の増加というアウトカムになっているのですけれども、実際に初期集中支援チームに派遣されている各専門職種の人数というのは把握されているのでしょうか。

現状、県薬剤師会では、ただ研修をやっておしまいみたいになっているような印象を受け

るのですが、実際、現場にどの程度派遣されていていっているのかというデータがあれば、教えていただきたいのですが。

(事務局)

お答えいたします。

数年前のこの協議会でも関連した質問が出されていて、こういった研修を修了された方々が、その後、初期集中支援チームに実際に呼ばれて行っているのかといったようなことをアンケートなどで調べて欲しいという要請があったのですけれども。

実際には、そうした把握はできておりませんで、これまで、23 番の認知症対応力向上研修につきましては、御存知のとおり、薬剤師の皆様ほか、様々な医療職の方々が大勢研修を受講されておりまして、これまでの修了者の累計もかなりの数に及びます。

実際に個々の修了された方々が呼ばれているのかという調査自体は、予算的な面もありまして、かなり難しいと思います。

考えられることとしましては、例えば、初期集中支援チームに絞れば、市町村に対しまして、初期集中支援チームに関する実態調査といったようなことで、「どのように専門職を活用していますか？」というような聞き方はできると思うのですけれども、この研修を修了した方かどうかというのは、今現在は把握していないという状況です。

(坂井委員)

ありがとうございます。

(中路会長)

他にございますでしょうか。

(濱中委員)

県言語聴覚士会の濱中と申します。よろしく申し上げます。

資料1 - 3の「参入促進」分野の2-1 番の事業について、介護人材に関わる事業内容のところで、「定年後の元気なシニア世代などを直接処遇を伴わない補助的な役割を担う介護助手として導入する事業者への支援を実施」とあるのですが、その内容に大変興味がありまして、若い世代が県外に流れてしまって、なかなか県内で定着してくれない中、元気で経験も知識も沢山おありの高齢の方に介護のお手伝いをしていただくのは素敵だなと思っているのですけれども。

この事業者への支援というのは、どういった内容になるのかなと大変興味がありまして、教えていただきたいです。

お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

まず、この事業としましては、介護助手として、清掃とかベッドメイクとか配膳といった、資格を持たない方でも従事できる業務について、まずは高齢者の介護はどういった形でやるのかを知識として見ていただいた上で、介護助手を雇用したいという事業者がいた場合に、研修を受けた介護助手がいますと紹介する事業となっております。

(濱中委員)

紹介をするというのが支援というところなのですね。

(事務局)

事業者に対しては、介護助手の育成と紹介という2つの支援になります。

(濱中委員)

例えば、働き方なのですけれども。平日毎日勤務されるのは大変かと思うのですけれども、週1日とか2日とかを選んでフレキシブルに働けるとか、働き方の部分でも支援というか、何かあるのでしょうか。

(事務局)

働き方に関しては、県で何か定めていることはありませんので、あくまでも受入したい事業者と働きたいという方の間で日程等が合うかどうかとなります。

(濱中委員)

ありがとうございました。

そうすると、青森県の社会福祉協議会さんに問合せをすると人材を紹介していただけるというところになるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。まずそういった方が欲しいということで御相談いただく形になります。

(濱中委員)

ありがとうございました。

(中路会長)

米田委員、どうぞ。

(米田委員)

理学療法士会の米田です。

先ほどの介護人材の不足のお話を聞いていて、凄く気になったというか、心配になったのですけれども。資料2-1、需要と供給のグラフを見ると、供給は増えていかない、減っていくという中で、今5千人ぐらい足りないというようなお話があって、どのぐらいまで、外国人の養成をしたとしても、ちょっとまだ分からないというようなお話だったのですけれども。

ちなみに、今現在で介護福祉士の資格というのは、例えば、県内で毎年どのぐらい増えているのかとか、ヘルパーの取得者がどのぐらい増えているのか。今お話があったような、資格がない方でも沢山働いている方も増えていっているかと思うのですけれども、具体的な数字といいますか、養成校としてどのぐらいあるのかとか、どういうふうが増えていっているのだらうと思ったので、ちょっとお聞きしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

県内に介護福祉士の資格を有している方が何名いるかということについては、申し訳ないのですが、県で把握できている状況にはございません。

あと、福祉の養成校ですとか、初任者研修、実務者研修という研修をやっているところがあるのですけれども、修了した方が何名いるかというところは、今手元に資料がないので分からないのですが、毎年何名の方が修了しているかということに関しては、データは把握していますが、今はわからないということです。

(米田委員)

分かりました。ありがとうございます。

いろいろな離職防止の事業とかもあるのですけれども、やはり離職防止と増えていくのが、しっかりかみ合って、何とか需要と供給が縮まっていくのかなと思うので、こういった数字を見ながら進めていけると、またいいのではないかなと思いました。

以上です。

(中路会長)

ありがとうございました。

お時間もごさいますけれども、介護施設の整備、あるいは介護従事者の確保ということで、県の案をお認めしてよろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

令和8年度当初予算における主要事業につきまして、事務局から説明をお願いいたしま

す。

(事務局)

まず、資料 2 - 1 につきまして、介護事業者グループマネージャーの釜本から説明させていただきます。

先ほどからお話には出ておりますけれども、介護現場としては、人材が不足しているという状況でございますので、県でも、介護人材の確保定着に向けた取組に力を入れて進めていきたいと考えております。

厚生労働省で示しております介護人材需給推計ワークシートによりますと、需要の方、必要となる介護人材は、団塊ジュニア世代がどんどん歳をとって行って、それに伴って介護を受ける、必要とする方が増えると見込まれておりますので、必要となる職員が増える見込みとなっております。

一方で供給職員数ですけれども、生産年齢人口が減少するということもありまして、職員数は減っていくだろうと見込まれております。

それに伴いまして、令和 22 年、2040 年には 12,000 人余りが不足すると想定されております。

そのため、職員の確保に取り組むとともに、外国人の介護人材の受入ですとか、働ける環境づくりを目指して取り組んでいきたいと考えております。

課題といたしましては、まず、生産年齢人口が減少して、日本人の介護人材の確保が難しい状況になってきていると。介護人材の不足といいますのは、現場では、業務の多忙を招いて、職員の負担感が大きくなると、それが離職に繋がっているというところもございます。

一方で、県内でも外国人の介護人材の受入というのが進んできておりますけれども、やはり費用面での負担が大きいという声を聞いております。

そのため、県としましては、日本人の介護人材の確保定着の支援に合わせて、外国人介護人材の受入と定着についても、併せて取り組んでいきたいと考えております。

次に、目指す姿、アウトプットについてです。

まず、介護人材の定着、職員の負担を軽減して、生産性向上に繋がる職場環境の改善を図っていかないと人材が入ってこないと思いますので、定着の取組を進めた上で、人材の確保、そして人材の育成という形でも併せて取り組んでいきたいと考えております。

資料の 2 ページ目を御覧ください。

来年度実施します介護人材の確保・育成・定着の取組の主なものを掲載しております。

まず、「確保」としましては、現在、福祉人材センターというところで介護人材確保のために介護職の PR ですとか、セミナーの開催、職場体験、出前講座等の開催のほかに、先ほど言いました介護助手の育成ですとか、潜在的有資格者とのマッチングなどの支援ということで、人材の確保に取り組んでいるところです。

来年度から、外国人の介護人材支援センターを新たに設置しまして、外国人の受入・定着

に向けて、ワンストップ型で支援ができればと考えております。

併せて、費用面での支援というところで、外国人の介護人材の受入支援、外国人を受入する際にかかる手数料等に対する支援ですとか、外国人介護人材獲得強化といいますのは、実際、送り出し国に行って、現地でPR活動とか採用活動をする際に使えるような支援も考えております。

その他、多様な人材の確保の観点ということで、スポットワークの活用支援事業、こちらは、介護助手と似たような形にはなるのですが、有資格の方の業務負担を減らすために、資格がなくてもできるような清掃とか配膳とかベッドメイキングなどの業務についてスポットワークを活用して人材の確保をしていこうと、それに対する費用の一部を補助しようという事業であります。

次に、人材の「育成」の部分ですけれども、新規事業としまして、介護人材の方が初任者研修とか実務者研修を受講する際の費用について、介護事業者が費用を負担した場合に、事業者に対して補助を行うものとなっております。

最後に「定着」のところですが、まずは、生産性向上ということでテクノロジー導入支援事業です。介護ロボットとかICTの導入をする際に導入経費の補助を行うものです。来年度は7億1千万円ということで、過去最大規模の予算を確保しているところです。

併せて、介護人材実務者研修代替職員事業費補助ということで、研修を受ける際の代替職員を雇った場合の補助に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上となります。

(中路会長)

ありがとうございました。

(事務局)

続きまして、資料2-2について説明させていただきます。

先ほど、資料1-3の33番でも申し上げましたけれども、今回、令和8年度からの新規事業ということで、介護支援専門員研修受講支援事業費補助の事業を現在、予算案として計上しているところでございます。

具体的に言いますと、ケアマネジャーは在宅の介護サービスの要でございます、ケアプランの作成、事業者等との調整を行う重要な役割を担っていただいております。

ケアマネジャーとして従事していただくためには、介護保険法の規定上、研修を受けていただく必要がございます。その上で、介護支援専門員証の交付を受けていただく必要がございます。

その証については、5年更新となっておりまして、法で定められた研修、法定研修の受講が更新の要件とされているところです。

課題になりますが、法定研修のあり方につきましては、国の検討会におきまして、適切な

介護サービス提供のためには、ケアマネージャーの資質向上が重要である一方で、受講者の経済的、時間的負担が大きいというのが課題として挙げられているところです。

そのため、介護支援専門員の資格の維持のための法定研修受講時の負担の軽減が必要という課題がございます。

この事業におきましては、介護支援専門員の資格取得と維持に必要とされる研修の受講料の負担の軽減を行う、介護保険施設・事業所に対して、基金を活用して支援を行うことにより、介護支援専門員の人材確保・定着を促進し、地域の介護提供体制の確保に繋げるのが目的としております。

事業の概要につきましては、補助対象は先ほど申し上げたとおり、県内の介護保険事業者になります。補助内容といたしましては、事業所において勤務されるケアマネさんが受講する法定研修の費用につきまして、事業者がその全部または一部を負担した場合に、県から一人1万円を上限として補助させていただくという中身になっております。

私からは以上です。

(中路会長)

ありがとうございました。

今の県からの説明に関しまして、皆さん、質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、村岡委員。

(村岡委員)

青森県介護福祉士会の村岡です。

今回、この会議に参加するのは初めてですので、よろしく願いいたします。

先ほど、米田委員から質問があった、青森県内の介護福祉士の取得者数、全国介護福祉士会の会員の中では、全国でどのぐらいの介護福祉士がいるかというのは共有されていて、青森県内だと、正式な人数は忘れてしまったのですが、2万人を超えています。

ただ、年々、養成校が減ってきている中で、介護福祉士を目指す方というのは、かなり減っています。青森県で養成校はほとんどありませんので、そんな中で、介護福祉士、もしくは介護助手という方たちをどう育成していくかというのが課題ではあるかなと思っていますし。今、介護福祉士を持っている方であっても、定着していけるかどうかというのは、やはり介護福祉士の魅力はどうかということも踏まえて、会としてもいろいろ検討しながら奮闘はするのですけれども、年々、介護福祉士会の職能に対する会員数も減ってきていて、それは全国的にもどんどん減ってきているんですね。

ですので、そこをきちんと私たちも含めて、国もそうですけど、県内でいろいろ皆さんの御意見をいただきながら、定着できるようにしていきたいなど。この不足分で見ると、かなり本当に危機的な状況ではあるし、介護の人たちがいて初めて成り立つ高齢者支援だったり障がい者支援、児童も含めて支援が必要だと思いますので、こういった会議の中で得られ

た情報は、会としても持ち帰って、そして皆さんと共有していきたいと思っています。  
以上です。

(中路会長)

ありがとうございます。是非、お願いいたします。  
他に質問はありますか。村上先生。

(村上委員)

村上でございます。

全くそのとおりだと思って伺っていました。

ただ、2つほどポイントをお話差し上げます。

私、いわゆる老人保健施設協会、また全日病の方からお手伝いしていますので、その情報をお話差し上げますと、先般、厚生労働省の医政局長、森光先生とお話する機会がありました。

実は、医療費の点数を上げるのと、それから介護保険の点数を上げるのと、両方の話が出ましたけれども、国でも今、一生懸命、半分まだ資料が出たり引っ込んだり、出たり引っ込んだりしていますけれども、まだ決まっていません。こんなもんじゃダメじゃないかという話が随分強くて、そこら辺を、今やっている最中でございます。

ですから、もうちょっと様子を見ながら、今の話のように、この介護あるいは事業者、両方とも何とかなるような方向でいけばいいな、そう思っています。

また、今、医療費が非常に大変、大変ということで、病院が潰れるような状態になっていますけれども、それに関しても、やはり同じような話が出ました。

それからもう1つ、私共がお手伝いしながら10月の第三日曜日、長寿研究会というものをもう40年に渡りやっていますけれども、今年、厚生労働省の堀老人保健課長がお見えになります。丁度、この戦いの後の話をできるかと思っておりますので、皆さんよろしく願います。

その2点でございます。

どうもありがとうございます。

(中路会長)

村上先生、よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

それでは、報告等はこれで終わらせていただきます。今日の会議はこれで終わりになるのですけれども、来年の事業がつつがなく完遂できるように、是非お願いしたいと思います。

それから、棟方委員の方から、外国人の介護の人が来ると明るくなると。

私、実は、鯉ヶ沢の健康祭りに行ったら、ある施設の介護の、インドネシアとかから来て

いる方が出し物をしたんですよ。むちゃくちゃ明るいなど、ガラッと雰囲気が変わる、そういった面も持っているんだなと思って、彼女らに、彼らに、日本をもっと好きに、青森をもっと好きになっていただきたいなど。

だから、そういった青森を好きになるような仕組みも必要なのかなと思ったりもしました。

今日はどうもありがとうございました。

それでは、お返しします。

(司会)

中路会長、どうもありがとうございました。

それでは、最後に課長の舘田より御挨拶を申し上げます。

(舘田課長)

本日は、様々、貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

来年度、この介護人材の確保ということで、先ほど御報告申し上げましたとおり、様々な取組をして参ります。

決して、これだけやっていれば状況が好転するというようなこととは、私共も考えておりません。勿論、今回説明差し上げた事業については、しっかりやっていきますし、これで終わることなく、次年度以降も様々な取組をまた広げていければと思っておりますので、皆様からも御意見なり御助言をいただければと思っております。

また、冒頭も申し上げましたとおり、来年度は、3年に一度のプランの改定を行う作業の年度ということになります。

ということで、この協議会ですけれども、通常は、年2回ほどの開催をしておりますところ、来年度は3回、あるいは4回というような形で回数を増やして、プランの改定に関する御協議をいただくということも予定しております。

委員の皆様には、引き続き御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

(司会)

それでは、これをもちまして、令和7年度第2回あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会を閉会いたします。

委員の皆様には、今回の開催にあたり御協力いただきましてどうもありがとうございました。